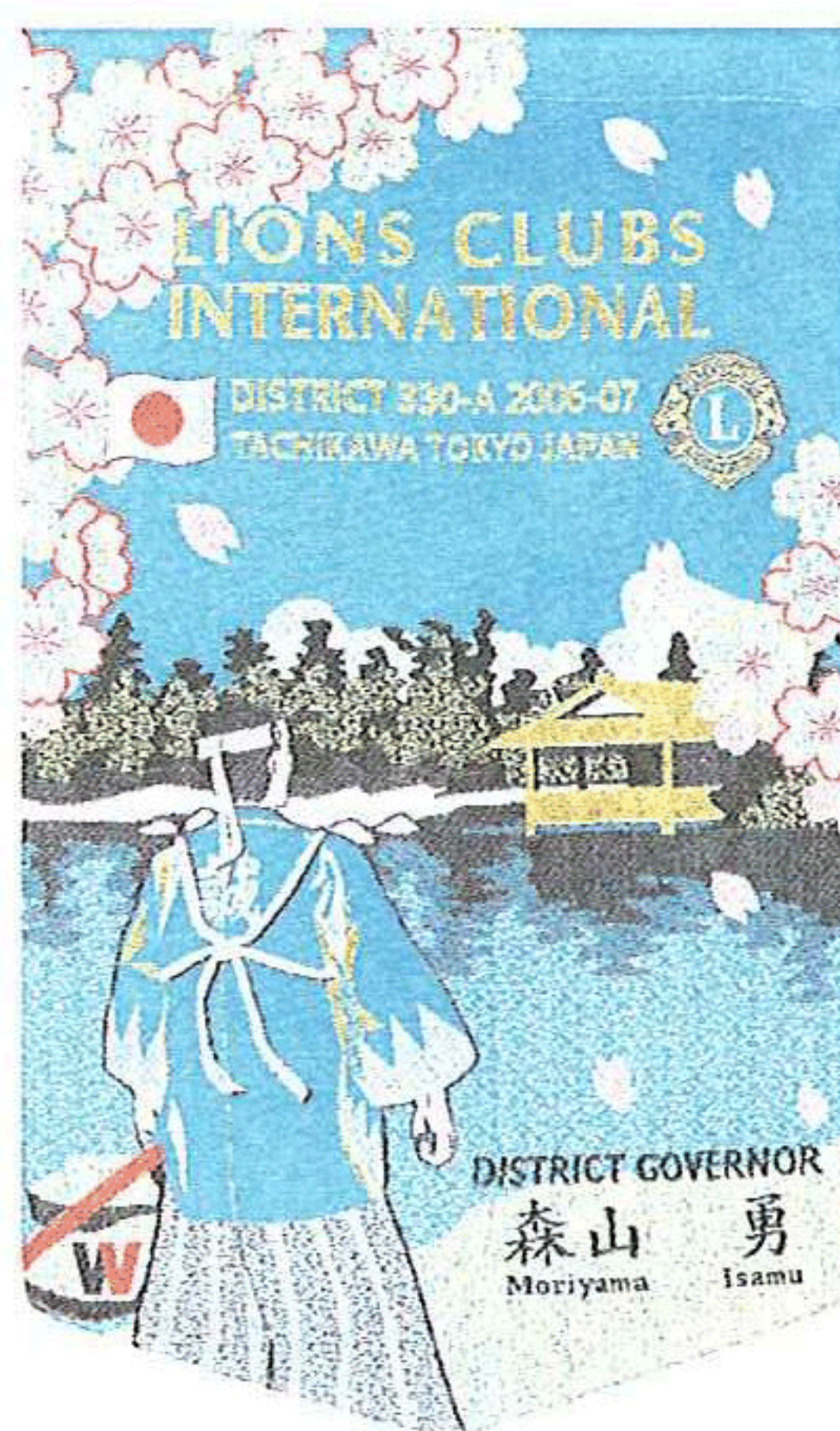


<2006—2007年度>

第3回
キャビネット会議
資料集
【 2 】



2007年3月26日（月）

パレスホテル立川 ローズ

ライオンズクラブ国際協会

330—A地区

第 3 回 キャビネット 会 議 提 出 案 件

役職名；リジョン・チェアパーソン

第 5 R・第 2 Z 東京晴海 LC

L 名； 脇 村 孝 友

案件 1、 330-A地区の会費見直しの件（再提案）

（説明） 第2回キャビネット会議において 下記の内容を提案致しました。

「キャビネット事務局年間賃借料及び移転経費は、過去5年間の平均が1,250万円掛かっておりました。しかし、330支援会より新宿ダイカンプラザB2階を賃借する事により、月額40万円の賃借料になり、1年間で480万円の事務所経費でした。

年間770万円の経費の節減です。2006年6月末日で330-A地区のメンバーは5,499名です。単純に人数で割ると1名当たり約1,400円となります。

誠に単純な考えですが、現在の地区会費10,800円を9,400円に変更しても良いのではないのでしょうか？」と。

ガバナーより、今後も引き続き経費の節減に努め、地区会費については減額する方向で検討したいとの回答がなされました。

現在地区会費の内訳は、地区会費6,600円、地区特別会費2,400円、地区大会費1,200円、地区特別会費600円の合計10,800円です。

地区会費の減額は、330-A地区メンバー全員の願いだと思いますので、具体的な数字を挙げてのご回答をよろしくお願い致します。

参考までに、2006年12月末日の会員数は、5530名です。

案件 2、

（説明）

（注）3月2日（金・必着厳守）までに330-A地区キャビネット事務局宛FAXにてご提出ください。

FAX（03-5330-3370）

第 3 回 キャビネット会議提出案件

役職名 ゾーンチェアパーソン

第 8 R 1 Z 東京六本木 L C

L 名 上浪 恒

案件 1

来期以降の課題と思うが、来期になってからでは検討の時間がなくなるので敢えて提案します。

国際会長が横浜での挨拶の中で、ガバナー公式訪問などは副ガバナーに任せて本来なすべき目標に向かって邁進すべきであると述べられた。

今期半年を振り返って見ると、ガバナー公式訪問が最重要でそれに勢力を費やし、又周年行事への出席が重要な職務のように見受けられる。

330Aでも検討すべき重要な提案であったと思う。

ガバナー公式訪問、周年行事への出席がキャビネットの重要事項として大半のエネルギーを費やすのは無駄な事である。

そもそも周年行事はそのクラブのお祭りであり、どれだけ沢山のお客さんを呼ぼうがそのクラブの問題でありキャビネットの行事ではない。

年々周年行事は増える一方でありこの際そのあり方についてももっと簡素にやるべきと考えるがキャビネットが重要行事として位置づける問題ではないのではないか

案件 2

上意下達の傾向にあるキャビネットの姿勢を下意上達を考慮して載きたい。ガバナーとの話し合う機会として召集されたゾーンチェアパーソン会議に、最初だけ出席されたがその後ガバナー、幹事の出席はなく色々意見の交換が出来る機会が無かった。キャビネット事務局まで遠路はるばる出向いて来た Z C 達に何故時間を割いてもらえないのか非常に不満が残る 8 ヶ月でした。

諮問という形をきちんと確立して載きたいと思います。

規模、場所の選定などで検討すべき事が多々あったが折角全国的にライオンズの存在をアピール出来る良い企画であった薬害防止全国大会などもっと早くから何故一緒に検討出来なかったか残念です。

FAX (03-5330-3370)

第3回 キャビネット会議委員長報告書

会計処理委員会

委員長 L坂東 和男

報告事項（又は審議事項）

1. 未収入金について

(1) 平成19年2月23日付で、別紙『御通知』が森山ガバナーより郵送されました。

(2) 別紙『御通知』参照

2. 中村ガバナー期の調査状況

確認作業が残っているために、現在確認中です。

3. 山浦ガバナー期の調査状況

平成19年2月24日より、山浦元ガバナー期の杉浦会計（当時）・大家副会計（当時）の協力を得て現在作業中です。

2007年2月23日

御 通 知

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

ガバナーL 森 山 勇

拝啓 春寒のみぎり、皆様ご清栄のことと存じ上げます。

L 今 井 三 和 殿

2006年10月19日付の催告書をもって催告いたしましたとおり、当地区第52回年次大会決議に基づく2002年～2003年度の会計の諸問題にかかわる合計金350万円の解決金のうち、貴Lが負担することになっている金210万円が、今日に至るも未払となっています。上記金210万円は、地区会計上未収入金のままになっており、地区の運営に支障をきたしています。

かような次第でありますので、貴Lにおかれては、直ちに、上記の金210万円を当地区宛に持参または送金の方法でお支払い下さい。

なお貴Lは、ガバナー経験者として、現在地区名誉顧問の地位にあるものですが、上記の未払は、ライオンズクラブメンバーとしての適格性に疑いを生ずるものといわざるを得ません。従いまして、本年2月末日を過ぎてもその支払いのないときは、330-A地区の名誉顧問を解任せざるを得ないと考えております。左あらかじめ御通知する次第です。

敬具

東京京橋ライオンズクラブ

会長 L 金 子 剛 長 殿

上述の今井三和Lへの御通知のとおり、同Lは、第52回年次大会決議による会計の諸問題にかかわる金350万円の解決金のうち、その負担額にあたる金210万円の支払をしていません。そのため当地区の運営に支障を生じているところです。

ところでこの会計の諸問題は、今井Lがそのガバナー在任中(2002年～2003年度)に生じた問題でございます。今井Lがガバナーに就任するにあたっては、御クラブがこれを

推薦、承認しているところです。

このまま今井Lが、未払を続け、年次大会決議が遵守されないことは、当地区として到底容認できることではありません。御クラブには、今井ガバナーの輩出母体として、年次大会決議がつつがなく履行されるよう善処方をお願い申し上げます。この件についての御クラブの御意向を、3月10日までに地区ガバナーL森山勇までご通知下さい。

敬具

2007年2月23日

御 通 知

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

ガバナーL 森 山

勇

拝啓 春寒のみぎり、皆様ご清栄のことと存じ上げます。

L 村 木 秀 之 殿

2006年10月19日付の催告書をもって催告いたしましたとおり、当地区第52回年次大会決議に基づく2002年～2003年度の会計の諸問題にかかわる合計金350万円の解決金のうち、貴Lが負担することになっている金70万円が、今日に至るも未払となっています。上記金70万円は、地区会計上未収入金のままになっており、地区の運営に支障をきたしています。

かような次第でありますので、貴Lにおかれては、直ちに、上記の金70万円を当地区宛に持参または送金の方法でお支払い下さい。

敬具

東京数寄屋橋ライオンズクラブ

会長 L 長 田 昌 明 殿

上述の村木秀之Lへの御通知のとおり、同Lは、第52回年次大会決議による会計の諸問題にかかわる金350万円の解決金のうち、その負担額にあたる金70万円の支払をしていません。そのため当地区の運営に支障を生じているところです。

ところでこの会計の諸問題は、村木Lがその地区幹事在任中(2002年～2003年度)に生じた問題でございます。村木Lが地区幹事に就任するにあたっては、御クラブがこれを承認しているところです。

このまま村木Lが、未払を続け、年次大会決議が遵守されないことは、当地区として到底容認できることはありません。御クラブには、村木地区幹事の輩出母体として、年次大会決議がつつがなく履行されるよう善処方をお願い申し上げます。この件についての御クラブの御意向を、3月10日までに地区ガバナーL森山勇までご通知下さい。

敬具

副地区ガバナー選挙に関する規定の答申

政策・会則・長期計画委員会
委員長 L. 白鳥紀久雄

330-A 地区副地区ガバナー選挙に関する規定の改正について、次のとおり提案します。

第三章 選挙運動

第 8 条（選挙運動の禁止事項）の第 12 項の規定を削除すること

（理由） 現・前元地区ガバナー及び、副地区ガバナーの発言力の影響が大きいことは理解できるが、これらの者が選挙において中立を保たなければならない確たる理由も見当たらないし、その他のキャビネット役員には何らの制限もないこととの均衡も考えて、この規定は廃止すべきである。さらに、ライオンズ役員選挙は、各会員の自由な意見表明によって、各会員の意見が選挙に反映されるようにすべきであり、特定の者の意見表明を制限することは、憲法が保障する表現の自由の見地から見ても、適当でないものとする。

第四章 違反処分

第 10 条（違反に対する処分）の第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定を削除すること。これに伴い、
第 3 項、著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告する。の規定を下記のとおり改定する。

「著しい違反行為に対して選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することが出来る」

（理由） 副地区ガバナーの資格は国際協会会則付則第 3 条第 9 項（b）により定められており、いかなる理由があろうともこれを妨げるものではない。

第五章

第 12 条（公開討論会）の規定について「（公開討論会又は、立会演説会）」とする。

（理由） 副地区ガバナーの選挙の現状を踏まえ、立会演説会も含める方が、本条の規定の実施がスムーズに行われると考える。

第二章 立候補および責任者

第 6 条（立候補の届出）の規定中の「（設営準備金）」を削除する。
会員は選挙管理委員会が定める方式及び期限に、金 20 万円の立候補登録料（設営準備金）添えて立候補を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

上記規定削除に伴い

細則

第 1 条の規定を削除する。

（理由） 立候補登録料は、字義のとおり、立候補の登録料であり、設営準備金ではない。したがって、立候補者が 1 名であっても、立候補者の届出をした以上は支払うべきものである。

副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。何人も選挙運動期間以外の日に選挙運動をすることができない。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料(設営準備金)を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。